

第三管区海上保安本部公示第14号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年4月14日

第三管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 第三管区海上保安本部
- （2）住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

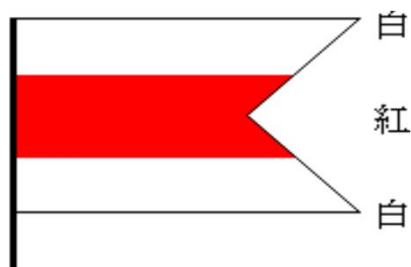
- （1）区 域 東京湾北部（付図のとおり）
- （2）期 間 令和7年5月12日から令和8年3月19日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム測深機による水深調査、底質調査

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）三管区水路通報に掲載する。

付図

基図はW1061より採る

